

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会  
「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る  
タスク・フォース運営規則

平成 29 年 7 月 6 日  
改正 平成 30 年 5 月 14 日  
生命倫理専門調査会会长

(目的)

第1条 本運営規則は、平成 29 年 5 月 19 日に開催された総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会（以下「生命倫理専門調査会」という。）において設置が議決され、生命倫理専門調査会運営規則（平成 29 年 5 月 19 日一部改正）第 13 条第 1 項に基づき設置された「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース」（以下「タスク・フォース」という。）の円滑な運営を行うことを目的に、総合科学技術・イノベーション会議運営規則（平成 13 年 1 月 18 日総合科学技術会議決定（平成 26 年 5 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議改正））及び生命倫理専門調査会議事運営規則に加えタスク・フォースの専門性に鑑みて生命倫理専門調査会運営規則第 13 条第 2 項に基づき生命倫理専門調査会会长（以下「会長」という。）が定めるものである。

(所掌)

第2条 タスク・フォースでは、生命倫理専門調査会会长が、必要があると認めた事項等に係る調査・検討を行う。

2 調査・検討結果については、生命倫理専門調査会に報告を行う。

(組織)

第3条 タスク・フォースは、構成員から構成する。

2 タスク・フォースに、特定の事項を調査、検討させるため必要がある時は、臨時構成員を置くことができる。

(構成員等)

第4条 タスク・フォースの構成員は次のうちから生命倫理専門調査会会长が指名をした者とする。なお、1号から4\_3号については、最低 1 名を構成員としなければならない。

(1) 総合科学技術・イノベーション会議議員

(2\_1) 生命倫理専門調査会 専門委員（以下「専門委員」という。）

(3\_2) 関係する分野に係る学術等に関係する有識者

(4\_3) 関係する分野の視点も含めて一般の立場から意見を述べることが

できる者

(5-4) 座長が必要と認める者

- 2 臨時構成員は、特定の事項に係る専門的見地からの調査、助言等を行うことが可能な学識経験者等のうち、生命倫理専門調査会会長が指名する者。

(構成員及び臨時構成員の任期等)

第5条 構成員及び臨時構成員の任期は、該当する検討事項に係る調査、検討等を行う期間とし、調査、検討等が終了したときは解任される。

- 2 構成員及び臨時構成員の調査、検討等の期間が2年を超える場合は、改めて指名を行う。  
3 補欠等の構成員及び臨時構成員の任期は、前任者等の残任期間とする。  
4 構成員及び臨時構成員は、再任されることができる。

(座 長)

第6条 タスク・フォースに座長を置き、会長が、専門委員のうちから指名構成員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、タスク・フォースを代表する。  
3 座長に事故等あるとき、予めその指名する構成員がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 タスク・フォースは、構成員及び臨時構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

- 2 タスク・フォースの議事は、構成員及び臨時構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。  
3 タスク・フォースに属する構成員及び臨時構成員がタスク・フォースを欠席する場合は、代理人をタスク・フォースに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。  
4 タスク・フォースを欠席する構成員及び臨時構成員は、座長を通じて、当該タスク・フォースに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(公 開)

第8条 タスク・フォースの会議は原則公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが必要と判断したときは、タスク・フォースの会議を非公開とすることができる。

- 2 タスク・フォースの会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表しなければならない。

(議事録)

第9条 タスク・フォースの会議の議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、タスク・フォースの決定を経て議事録のその全部、又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により、タスク・フォースの会議の議事録の全部、又は一部を非公開としたときには、その理由を公表しなければならない。また、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 議事録、議事録の非公開理由、議事要旨は、適切な方法により公開しなければならない。

(資料の提出等の要求)

第10条 タスク・フォースは、その所掌を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 座長が必要と認めたときは、タスク・フォースに属する構成員及び臨時構成員以外の者に対し、会議に資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 タスク・フォースの庶務は、内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付重要課題達成実施担当参事官（人・くらし担当）付において処理する

(雑則)

第12条 この運営規則に定めるもののほか、タスク・フォースの運営に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

附則

(施行日)

本運営規則は、平成29年30月7日から施行する。